菰野町通学路安全推進会議規約

（名称）

第１条　この会議は、「菰野町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という）と称する。

（目的）

第２条　推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の安全確保に向けた取組を推進することを目的とする。

（取組）

第３条　推進会議は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

（１）通学路の安全確保の取組に関する協議

（２）通学路の安全確保に関する情報交換及び意見交換

（３）その他目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第４条　推進会議は、次の者を構成員とする。

（１）菰野町教育委員会事務局

（２）菰野町都市整備課

（３）菰野町総務課安全安心対策室

（４）三重県四日市建設事務所

（５）三重県警四日市西警察署

（６）小中学校代表者

（７）その他通学路の交通安全対策に関わる関係機関

（役員）

第５条　推進会議には、会長１名、副会長１名を置く。

２　会長は菰野町教育委員会事務局教育課長を充てる。

３　副会長は菰野町総務課安全安心対策室長を充てる。

４　会長は推進会議の会務を処理し、推進会議を代表する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

（推進会議）

第６条　推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第７条　事務局は、菰野町教育委員会事務局に置く。

附　則

この規約は、平成２７年６月１日から施行する。

（令和４年４月１日一部改正）